

令和 2 年 8 月 2 7 日

関 係 各 位

経 済 産 業 省
中部近畿産業保安監督部
北陸産業保安監督署

電気工事作業中に発生した感電死亡事故について（注意喚起）

日頃から電気保安行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

8月25日（火）、電気工事会社の作業員が、照明器具を増設するため、天井裏にて配線工事作業を行っていたところ、充電中（100V）の配線に触れて感電し、死亡する事故が発生しました。

つきましては、上記のような充電部に近づく作業を行う場合には、停電して作業を行うようお願いいたします。また、停電中であることを確認するため、必ず検電を実施してください。

万一、充電部に近づく作業を行う場合には必要な保護具の着用及び作業を監督する者の立会のもとで実施してください。

上記につきまして、貴社内・貴協会内等全職員に対して至急周知いただくとともに、このような事故が二度と起こらないよう注意喚起するとともに事故防止対策に関しまして、今一度、徹底していただくようお願いいたします。